

標 題 : 総務省「地方公共団体における職員の給与の男女の差異の算出及び公表の方法について」(通知)
発信番号 : 自治労情報2022第0221号
発信日付 : 2022年12月23日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 川本 淳

12月21日付けで「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令」及び「事業主行動計画策定指針の一部を改正する件」が公示・告示されました。これを受け、総務省は同日付で標記通知を発送しましたので、情報提供いたします。

各特定事業主は、改正府令・改正告示により『前年度の職員の給与の男女の差異の実績』について、各年度終了後6月末までに公表することになりました。標記通知は、その算出と公表の方法を示したものとなっています。

公務部門においては、法律に定める俸給表又は条例に定める給料表に基づき給与が決定されている為、制度上は職員の給与に関して男女の差異が生じません。しかし、職員の採用・登用や継続勤務年数等において男女で異なる状況がある場合には、職員の給与の男女の差異が生じ得ます。

各単組におかれましては、公表された情報を分析・活用し、男女間の賃金格差の是正及び会計年度任用職員の処遇改善に向けた取り組みをお願いいたします。

添付ファイル :
地方公共団体における職員の給与の男女の差異の算出及び公表の方法について(通知).pdf

【通知様式可変データ】地方公共団体における職員の給与の男女の差異の情報公表.docx

地方公共団体における職員の給与の男女の差異の公表に関するFAQ.pdf

【官報】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第66号).pdf

【官報】事業主行動計画策定指針の一部を改正する件(令和4年内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省告示第2号).pdf